

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年10月9日(2008.10.9)

【公表番号】特表2008-510754(P2008-510754A)

【公表日】平成20年4月10日(2008.4.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-014

【出願番号】特願2007-528715(P2007-528715)

【国際特許分類】

C 07 D 211/90 (2006.01)

A 61 K 31/4422 (2006.01)

C 07 D 275/06 (2006.01)

【F I】

C 07 D 211/90 C S P

A 61 K 31/4422

C 07 D 275/06

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月22日(2008.8.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

レルカニジピンと、

L-乳酸、ケイヒ酸、サリチル酸、マレイン酸、ベンゼンスルホン酸、およびナフタレン-1,5-ジスルホン酸、およびサッカリンからなる群より選択される酸の対イオンとの、

酸付加塩。

【請求項2】

前記塩が、非晶質のレルカニジピンのL-乳酸塩、ケイヒ酸塩、サリチル酸塩、マレイン酸塩またはサッカリン酸塩であることを特徴とする請求項1に記載の酸付加塩。

【請求項3】

前記塩が、モル比1:1の、非晶質のレルカニジピンのベンゼンスルホン酸塩であることを特徴とする請求項1に記載の酸付加塩。

【請求項4】

前記塩が、モル比1:1の、結晶のレルカニジピンのベンゼンスルホン酸塩であることを特徴とする請求項1に記載の酸付加塩。

【請求項5】

前記塩が、モル比2:1の、非晶質のレルカニジピンのナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩であることを特徴とする請求項1に記載の酸付加塩。

【請求項6】

前記塩が、モル比2:1の、結晶のレルカニジピンのナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩であることを特徴とする請求項1に記載の酸付加塩。

【請求項7】

前記塩が、水和または溶媒和されていることを特徴とする請求項1~6いずれか1項記載の酸付加塩。

【請求項8】

医薬品として容認可能な賦形剤および／または担体を用いた混合調剤中に、請求項1～7いずれか1項記載の酸付加塩を含む医薬用組成物。

【請求項9】

さらに塩酸レルカニジピンを含むことを特徴とする請求項8記載の医薬用組成物。

【請求項10】

(a) 有機溶媒中でレルカニジピンを塩酸以外の酸の対イオンと反応させて、レルカニジピンの塩を生成し、

(b) 有機溶媒を除去し、それによって生成したレルカニジピンの塩を単離し、

(c) 単離したレルカニジピンの塩を、

(i) 非プロトン性溶媒、および

(ii) プロトン性溶媒、

中の前記レルカニジピン塩の溶液から、順不同で、二連続工程のうちの少なくとも一方において再結晶化し、それによって、実質的に純粋な結晶塩としてレルカニジピンを単離する、

各工程を有してなるレルカニジピンの結晶塩の調製方法。